

第十五回 参議院水産委員会 會議録 第十一号

昭和二十七年十二月十九日(金曜日)午後二時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 秋山俊一郎君

理事 木下 辰雄君

委員 千田 正君

玉柳 實君

松浦 清一君

政府委員

大蔵省銀行局長 河野 通一君

事務局側

常任委員 岡 尊信君

会専門員 林 達磨君

会専門員 林 達磨君

説明員

水産庁漁政課 濱田 正君

協同組合課長

本日(の)會議に付した事件

○中小漁業融資保証法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(秋山俊一郎君) 只今から委員会を開会いたします。

前日から審議中の中小漁業融資保証法案について質疑を許します。

○木下辰雄君 前回の委員会において大体わかりましたが、もう二、三點お聞きしたいと思つて、それは第七十條の第三、これは「前項の一定の率は、地方公共団体が会員となつて、協会であつて政令で定めるものについて、百分の七十とし、その他の協会については、百分の五十とする。」とこ

うあります。第四には「第一項の保險關係が成立する保証をした金額の總額は、各協会を通ずるその合計額が、會計年度ごとに國會の議決を経た金額をこえない範圍内でなければならぬ。」

こゝういふことはどうしてわかりませんか。かかる工合に範圍内であるといふことは……。

○説明員(濱田正君) 只今の御質問は七十條の四項の問題ですが、これは七十條の一項との関連になつて来ると思ひますが、毎會計年度の半期ごとに政府が各協会と契約をするわけであり、そこでこの契約の總額ですが、どのくらい政府が契約できるかといふその總額は、あらかじめ國會で議決を経た金額である。この金額を割当てるといふ事か、各協会に割当てをして、その金額で個別的には契約する、こゝういふことであります。で二十七年度の補正につきましては、五十億の枠と、こゝういふことになつております。五十億の算出の基礎は只今申しましたように基金の量掛ける五倍、イコール五十といふことになりまして。

○木下辰雄君 それではあらかじめ各協会に対して割当てするわけですね。

○説明員(濱田正君) 運用としては、各協会の運用がどうなるかといふ協会の話を聞くと同時に、こちらの總額といふものがありますから、それを勘案して結局割当てするといふような、事務の上からはそゝういふことになるだらうと思ひます。

○木下辰雄君 それから基金の運用が

大體一カ年に二回となつておりますが、これは二回回の自信があるのかどうか、一應承わつておきたいと思ひます。

○説明員(濱田正君) これは自信があるかと言われれば確信はありません。この数字を出すについて從來の中小漁業金融についてどういふふうに関係しておつたかといふことを統計をとつてみますと、二、三回回になつておるといふのが實際であります。それから割出して考へてみたので、これは各基金ごとにとどういふふうに関係するかは、全国的に見ればこのくらいで行くのではないかと考へております。

○玉柳實君 先に水産庁にちよつとお伺ひしますが、この基金の出資總額は全國で約二十億といふことでござい

したか。

○説明員(濱田正君) 果から言つて来

ておる数字は実は証券で二十三億とい

ふふうに来ておるのです。ところがそ

ういふふうになり行くかどうか。こ

れがずつと末端まで滲透して出す人がどう考へるかといふ点もありまして、果から言つて来ておるのをそのまま鵜呑みにするのは少し危険じゃないかとこゝういふふうで考へまして、堅いところを踏む必要があるといふので、果の出資も合せて二十億は下ることにはあるまいといふ、まあ最低限のようになつてもり考へております。

○玉柳實君 そうしますと、保証總額は出資當初四倍、その後五、六倍といふことでございしますから、まあ約百億

といふふうなことになるですね。その場合に仮に、百億といふと、そのうち運轉資金にどの程度、又設備資金にどの程度を予定せられるか。大體の見当といふものを考へておられますか。

○説明員(濱田正君) 大體運轉資金としましては七割、七十億、それから設備資金としては三割、三十億、こゝういふことを考へております。なぜそゝういふ七割三といふふうに関係したかと言ひますと、府県の需要量をとつて見ますと、相當設備資金に対する需要量が多いのですが、併しながら初めから設備資金を随分ほうへ持つて行けば運轉資金に対する圧力が非常にかかると、設備資金は、これは回轉が三年なり四年なりかかりますから、その分は、保証した分は丁度保証能力から除かれるといふことになりまして、大體推算、中小漁業に対する從來の金融機關の設備資金、運轉資金の貸出残を見てみますと、まあ三割から四割、三割七、四割六ぐらいのところになつてお

りますから、先ず出資はその辺から押えて行つたらいいのじゃないだらうかといふ統計的のあれから三割七で押えた、こゝういふことです。併し設備資金三十億といふまでもこれは、回轉が速いものですから、毎年三十億という形でなくして、やはり新旧貸出年度の残高が三十億になるのであつて、新規貸出と古い前からの残つたのを合せて三十億になる。こゝういふことになるので、うまぐ平均的に割賦返済をされる

といふことを前提にすれば、まあ約その半分十五億ぐらいが新規貸出、十五億ぐらいは前からのがずつとそのまま残つておる。こゝういふ形になるだらうと考へております。

○玉柳實君 そういたしますと、運轉資金のほうに手持資金で貸出をするといふことが可能でありまして、長期資金になりますと、一般市中銀行又信用漁連等におきましては貸出財源といふものが殆んどないといふことになりまして、この長期資金につきましては農林中金等で特別に財源の措置を講ずる必要がありはしないかと考へるのでありますが、その点は如何でござい

ましたか。

○説明員(濱田正君) その点は現在まあ能力としては農林中金の發行限度がまだ大分残つておるので行けるわけですが、現在のあれの發行の條件で市中半分消化、資金運用部資金半分消化、消化の條件は同じ、こゝういふふうな問題になつております。實際問題としては能力としては残つておるが、こゝまで現実に押して行けるかどうかといふことにこれからの問題がかかつて来るわけでありまして。

○木下辰雄君 もう一点、第二十四條の役員ですが、これは定款の定めるところにより、選挙をした役員と、總會の議決によつて委嘱した役員と二つあるようでありまして。もとより理事になつた以上は權限に変わりはないと思ひますが、總會の議決によつて委嘱する學識経験者はその果内にいなくてもいい

第十部 水産委員会會議録第十二号 昭和二十七年十二月十九日【參議院】

のですか。別に住所に対する制限はないのですか。

○説明員(濱田正志) 住所に対する制限はありませんが、実際問題として運用でその県にある農中なり或いは市中銀行なんかの人との、その県にある銀行、農中との連絡を密にするという意味からして、長崎県において北海道のものを頼んだところで、その県の銀行とは余り密にならんことになりまして、恐らくそういうものは選挙になるまいと、かように考えております。

○木下辰雄 別に制限はないのです、例えば兵庫県の理事を大阪府の中金の人がやつても構わんわけですね。

○説明員(濱田正志) その通りであります。

○千田正志 この附則のほうに、「この法律は、公布の日から施行する」ということになっていますが、国会を通過したらこれは直ちに公布されると見られますが、直ちに実行できるような手はずになっておるのでしょうか、準備は……

○説明員(濱田正志) これは特別会計と裏と表になつておるのでありますので、特別会計の上り工合と考えてやりたいと思ひますということ、それから次の問題は、一応これは更に政令に定める事項があります。これはできるだけ早く大蔵省と話を付けてきめるといふこと、それから定款例、サンプリ、それから農務方法書例というものは、それから、政府と基金との約款、そういうものをこしらへ上げてできるだけ早くやりたい、年が明ければそういうものを持つていろいろ地方とブロッツク会議をやつて、活潑に進めた

い。年度中にはそういういろいろの諸般の準備を完了したいと、かように考えております。

○千田正志 そうすると、大体来年の四月頃からは始めるという意味ですか。

○説明員(濱田正志) これは全面的に一齊にはできませんが、できるだけ早く、北海道とか数県に亘つては新年度になる前にできるだろうと考えております。

○玉柳實 金利の点は先ほど懇談中に詳細に伺つたのでありますが、それによりまして、短期運転資金の場合一割一分五厘、長期設備資金の場合一割一分二厘、八厘ということになつておるようでありまして、現在市中銀行の貸出は大体一割一分前後でないかと承知いたしておるのであります。が、そういったしきと、まあ保証料を含んでおることではありますけれども、まあ保証の恩恵を受けますのは、償還成績の悪いものであつて、まじめな償還のできる人は却つて一般の市中銀行よりも高い利子を払わなければならんことになり、これがまあ折角いい制度ができて漁業者が金利の高い点で躊躇をするという場合も考えられるのであります。将来この金利をいまい少し引下げようという方向に向つて御努力をお願いしたいと思います。が、それらの点につきまして何かお考えにはなつていないでしょうか。

○説明員(濱田正志) その点につきましては、まあ設備資金につきましては、大蔵省の主計局のほうへ利子補給を二十八年度の予算として要求しております。これはまあ二十八年度予算の折衝にかかつておるわけで、何とも今のところどういふ結論が出るか申し上げ

かわるわけでありまして、運転資金につきましては、これはこれ以上は無理な点ではないだろうかと、かように考えております。ただ全体として特別会計に対する保険料が保証料の七割七分を占めております。それが大きな要素を占めておりますので、特別会計に対する保険料をどの程度まで切下げ得られるような運用になるかというところは将来の問題になりますので、極力努力したいと、かように考えております。

○玉柳實 今のお話で、設備資金に對しましては将来利子補給を要する、現に二十八年度当初予算に要求したところでありますが、是非これを實現して頂きたいと思ひます。大体どの程度の利子補給を要求しておられるのでありますか。

○説明員(濱田正志) 四分の利子補給を要求しております。

○玉柳實 これは省議は通過しているのですか。

○説明員(濱田正志) 省議は通過しております。二十八年度予算ですけれども大蔵省に出しておりますから、全部通過しております。

○玉柳實 それから、政府出資は現在補正予算で五億予定しておりましたか。

○説明員(濱田正志) その通りです。

○玉柳實 二十八年度当初予算には要求せられないというふうな話を聞いたんですが、その点どうですか。

○説明員(濱田正志) それはまあ大蔵省の主計局と農林省の話であります。が、これが平年度まあ通常年度は二十億というところで考えて行きますと、十四、五億の金が特別会計に對して要る

わけでありまして、で、これをどういふふうな年度別に割つて入れるかということでありまして、二十七年年度の補正としては、まあ二十七年年度中に保険金を払うというところはありますが、とにかく五億入ると、あとは二十八、二十九年度でどういふふうにするかというところについては、大蔵省に對して我々は二十八年度予算で九億の要求はしておるわけでありまして。

○玉柳實 それはわかりました。それから、現在御承知のように、各府県ともにこの漁業証券の交付を契機といたしまして、信用漁連の拡充強化を図るというところに努力をしておるわけでありまして、今後この保証融資を農林中金を通じて、或いは信用漁連、一般銀行等を通じて漁業者に貸出する場合には當りまして、この信用漁連を強化して行くということに、そういう態勢を崩さないように、特に農林中金等は信用漁連を育成強化するといふような方向で協力をして頂かなければならぬと思ひますが、さういふ見地からいたしまして、私としては原則として農林中金から融資する場合は、果の信用漁連を中心として貸すことを原則として行きたいと、果信用漁連で融資の困難なる場合は例外的に直接農林中金から貸すというふうな方向に御指導をお願いしたいと思ひますが、この点は水産庁としてはどういふふう

に考えておられますか。

○説明員(濱田正志) この点につきましては、なか／＼むずかしい問題でありまして、運動の問題と、それから現実のその信連の能力の問題と、二つがからまつて来ておるのであります。が、運動の問題につきましては、いわ

ゆる系統金融といふことでありますから、その線を強化しながら図つて行きたいといふことには変りないのです。ただ現実の問題として、全面的に転貨なら転貨といふ手を打てるかどうか、信連も所によりましては、僅かに貯金が十万円しかない、職員は一人か二人しかいないという所へ転貨といふ手を打つて行くといふことは、何と言ひますか、能力以上だといふ問題がありますので、運動の方針としてはそういう形は確立して行くが、信連々々によりまして転貨といふことで行ける所はそれで行くし、そうでない所は何と言ひますか、調査或いは回収の委託と、こういうふうな形で信連を活用して行きたいといふ二つの方式、二つとしては案外あります。が、現実の問題としては、転貨はせんが、回収とか、調査を依頼する、こういうふうな形で活用して行くといふ考を持つております。

○玉柳實 その点につきまして農林中金と懇談されたことがございますか。

○説明員(濱田正志) 懇談はしておりますが、結論には達していません。ただ結論が出ておるといふのは信連を活用するといふ結論が出ておるだけで、それを如何ような方式で活用するかというのはまだ意見は一致していません。原則だけきまつて、方式はまだ意見が一致していません。

○玉柳實 そういたしますと、希望を申述べておきますが、すでに相当農林中金との話し合いによりまして、協力をすると原則的の了解ができておるようでありまして、その方式として、先ほど申し上げましたように、原則

として信用漁連を通じて融資をするというところにお話し、なお只今お話の、然らざる場合においても回収或いは調査の事務を委託し、従つて若干の委託料を農林中金から信用漁連に差上げることに上つて信用漁連の強化育成に役立たしめるというよりなことに更にお話しを進めて頂きたい。かようにこの点御希望申上げて置きます。

○木下辰雄君 第十條の特定漁業というのはどういう漁業を指しておられますか。

○説明員(濱田正喜) これは第五條の区域との関係のあるものです。基金協会の区域は都道府県の区域による。これは原則です。そしてそれを跨る場合については主務大臣が指定する。これは跨る区域について五條によつて規定しておるわけですが、その区域内で今度は今の木下委員の御質問の十條の二項に入りまして、そこでやる漁業の種類については、地区を跨るものを認め、且つ漁業の種類を特定漁業というふうに命名したわけでありまして、それを政令でやることになりまして、今考へておられますのは以西底電網漁業というものを考へておられます。

○委員(秋山俊一) 河野銀行局長は予算委員会に出席の予定もあるようでありまして、局長に御質問のかたはお早く願います。

○五柳實君 銀行局長にちよつとお伺いいたしますが、実は先日水産庁長官にちよつとお尋ねをしたのであります。この法律の趣旨、精神を十分に理解をして、積極的に協力して、中小漁業者に融資が願えるかどうか、又そうさすにはどういふ手段方法を講ず

ればいかというよりなことについてであります。御承知の通り市中銀行は、漁業方面につきましてもはな／＼門戸を開いて融資をしない。先ほど局長の懇談時間中のお話によりまして、又漁業方面の金融については、普通一般の金融ベースに乗せ難いものが多いのでというよりな意味のお話が多々ございましたが、まあさうな関係もありました。特に銀行は中小企業面にもな／＼貸さないものでありますけれども、漁業者方面については殊更貸さない。そのためまあ／＼保証制度、或いはルース合風のような損失補償制度といったような特典のある融資につきましてもな／＼貸さない。尤も本制度は万一の場合におきましては完全の補償が得られるわけでありまして、従来は制度に比較いたしますれば幾段進歩いたしておりますので、従来に比較いたしますれば、或いは協力を得られるかと思つてあります。それから、その点漁業に不安に思つておられます。御承知の通り市中銀行は個人の場合などは預金のないものに對しては金を貸さない。これがもう鉄則になつておるわけでありまして、まあ漁業協同組合のごとき公法人に對しては多少違つてあります。けれども、まあ相当の不安があるわけでありまして、まあ漁業協同組合も基金に對する出資金を通じ、基金から各市中銀行にも預金するわけでありまして、従つて間接的には預金しておるわけでありまして、直接的には預金もしておるわけでありまして、普通の市中銀行は従来より普通の金融ベースの頭で扱いますと、この

出資金の五倍の限度まで融資するといふようなことは殆んど思ひもよらぬといふふうに考へられるのであります。が、一般の銀行が本制度を十分に理解して協力をし、積極的に漁業者の面に融資をするという方向に一つ銀行局とおるわけでありまして、この点につきまして局長の御見解などを伺えたら幸いと思つておられます。

○政府委員(河野通一) お尋ねの点は誠に御尤もだと存じます。私もかね／＼、中小漁業に對します一般の市中銀行の活動振りが必ずしも十分に積極的でなかつた点はこれを認めております。併しなからこれは全般的に申しますとそうでありまして、やはりそれが銀行としての授信業務、信を授けるほうの授信業務として適當である範圍におきましては、地域によりましては、地方銀行におきましては相當中小漁業に對して融資は行なつておるわけでありまして、中小企業全体、漁業も含めて中小企業全体につきましては、何と云ひましても、これらの金融疏通を図る途は、これらの企業自体の信用力を強くして行くということが先ず何よりも大切である。中小商工業について信用保証制度ができておる、信用保証制度ができておりますが、これらの制度ができて以来、中小企業に對する銀行の融資活動というものは非常に積極的には改善されて來ておると思つておられます。この考え方を中小漁業につきましても特殊性を加味しながらこの法案で実現されることは、これらの銀行が中小漁業に對する融資をいたして参りますための大きな一つかえ棒になつて來ると思つておられます。

できるだけこの新しい法案のバックのもとに、地方銀行をいたしまして、重要な地方産業の一つである中小漁業に對する融資活動を更に積極化して行くことを今後といへども私も指導いたして参りたいと思つておられます。ただ先ほどちよつと申述べましたように、銀行にいたしましては、飽くまでやつぱり多数の預金者の預金を安全に管理するといふことが第一の使命でありますので、金融ベースといふことは言葉は非常に難解なものであるが、飽くまで銀行としてやり得る範圍の融資活動に限られなければならぬ。その範圍におきましては、この法律による信用力の補強とよく配合せまして、できるだけ積極的に中小漁業に對する金融の疏通について努力をするようにして参りたいと思つておられます。

○五柳實君 只今のお話の中で、中小企業等に對しましては、保証制度或いは保険制度ができてから、非常には飛躍的に増強されたというやうな意味のお話でしたが、私の伺つたところでは、さうな従来の制度ができたばかりにかかりませう、中小企業に對する融資は甚だ消極的であると云ふに何つておりましたので、さういふ点も参考といたしまして、より以上市中銀行から今見放されておる中小漁業者に對する融資について、本制度を以てしても、この市中銀行の銀行員の頭の、考え方というのか、頭の切替等もお願ひしなければならぬやないのじやないかといふふうに案ずるのでお尋ねしたわけでありまして、どうぞ今後あらゆる機会、又適當な方法によりまして、銀行がこの法律の趣

旨に協力して積極的に中小漁業者に融資ができますようにこの上とも御配慮願つておきたいと思つておられます。

なお、一つ伺いたいと思つておられますのは、この制度によつて、基金が保証いたしますれば、万一の場合におきましても一〇〇%回収できるわけでありまして、従つて市中銀行が貸出す場合におきましても、成るべく最低の金利で、而も成るべく全国一定の低い率でということをお願ひしたいものだと思つておられますが、さういふお考えは持つておられますか、どうか、伺つておきます。

○政府委員(河野通一) 中小漁業の資金につきまして、できるだけ安い金利で供給をするようにというお話でありまして、この点は原則的に私は至極同感に考へておられます。併しなからこの金利の問題は、中小漁業につきましても勿論必要であります。一般的に中小企業全般に對しては、一般的に安い金利で融資ができるやうにして行くことがやはり必要になつて参つておるのであります。私も金金利全体をできるだけ下げて、企業金利負担というものをできるだけ軽減して行くといふことのために、従来から一貫して努力をいたして参つておるのであります。何分にも日本の経済の本質的な、まあ何と申しますか、弱さといふことが結局資本の不足といふところに現れて参つておられます。従つて資本の不足をいたして参ります。従つて資本の不足といふものを集めるための金利といふものが資本の豊かなところと比べるとどうしても高くなつて來る、さういふ關係もございまして、な

かなかアメリカとかイギリスのような安い金利で供給するといふことがどうしても困難な事情であります。併しこの点もお示しのようにできるだけ低くして行くように努力はいたして参りたいと思ひます。なお、先ほどもちよつとお話が出ておつたのでありますが、農林中金あたりの金融債を資金運用部で引受けます場合に、これらの条件をできるだけ低くするといふことの努力も、たび／＼各方面から要請も受けておりますので、できるだけさういつた方向に研究はいたしてみたいと思ひますが、現在はいたしてみたいと思ひますが、現在の制度から言いますと、今にわかに市中において消化でき得る金融債の条件と、資金運用部自体が引受ます場合の条件とを区別することがなかなか困難であります。と申しますが、資金運用部自体がやはり何と申しますか、独立採算と申しますか、自分の収支で採算をとつて参らなければならぬ關係上、郵便貯金において相当高い利子を払いながら、運営をいたして参らなければなりません点もありませんので、今非常にこれらの金利を下げることが十分検討はいたしたいと思ひますが、差当つてはできない次第であります。金般論といたしまして、できるだけ安い金利でこれらの中小漁業に對する金融ができますように今後とも努力をいたしたいと考えております。

○玉柳實君 只今のお話の中で金融債を引受けます際に、成るべく利子を安くしたいといふお話大変結構だと思ひますが、ちよつと伺いましたら、何か八分五厘のように関きまして、これは少々高過ぎるような気がするのです。が、もう少し安くできないものでしょうか。

○政府委員(河野通一君) 金融債全体につきましては、更に利子も引下げる方向に現在研究はされております。併し興業銀行或いは今度の新しい長期金融庫にいたしまして、農林中央金庫の債券とやはり同条件で出してありますし、市中においてこれを余りに低くいたしますと、市中において消化することが困難であります。やはり市中が引受け得る限度、主として御承知のようにこれらの金融債を引受け得るは金融機関が多いのであります。金融機関が引受け得るような条件でないといふことが悪い、さういつた關係で現在の金利の体系の中における金融債の現行の条件がいか悪いかという問題は、今いろいろ検討はいたしてあります。が、にわかこれ下げます場合においては、市中におけるこれらの消化が非常に困難を來たすといふ問題もあるものであります。これらの点を勘案いたしまして、できるだけ条件を改善して行くように考えております。

○玉柳實君 ちよつと少さいのです。が、十一條、第七項に「協会の出資の総額は、政令で定める」というやつてありますが、大体どの程度をお考えになつておりますか。

○説明員(渡田正君) 一千万円と考えております。一千万円の理由は、余り少さくは信用力が乏しいといふことと、それからこの仕事をやるに於いて最小限度一人の人間は養ひ得る、かういふ計算をやつて、保証料、それから政府に払う保険料、そういうものを差引いて最小限度人件費が出る程度で一千万円くらいの計算が出ましたので、これを押えました。こういうわけであ

ります。大体、内水面の長野県程度といふところであります。

○玉柳實君 これはちよつと今見て気がついたので、甚だ小さい字句の問題なんです。が、十七條の第一項第一号から四号まで「保証していること」とか、「請求権を有すること」、「こと」となつておりますが、あれは大体保証しているときとか、有するときとかいふのが普通の書き方と思いますが、どうですか。

○委員(秋山俊一郎君) 成るほど字句の点でこれを見ますと、少しさぐおんやうな感じがするのですが、私も実は気がついたのですが、今これを修正するといふことも大変だろうと思ひますが、後日これを訂正することにしたらどうでしょう。

○説明員(渡田正君) 私はどうも詳しくわかりませんが、法制局で審議したときに、これで通過したのですからいいのじやないか、かように考えております。

○委員(秋山俊一郎君) 別に御質疑はございませんか……ほかに御発言がないようでございますが、これで質疑は了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(秋山俊一郎君) 御異議ないものと認めて、質疑は終了したものと認めます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(秋山俊一郎君) 速記をつけ

じます。

○木下辰雄君 私はこの法案に對しては賛成であります。が、ただ先に玉柳議員からいろいろ言つておられました。が、系統機關の秩序を破壊するやうな、即ち漁業連を無視するやうなことをいふように、十分漁業連を活かして使つていふことを是非やつて頂きたいといふことと、もう一つ地方銀行に押がないといふことのないように、成るべく金融を円滑にするように特段の措置を講じてもらいたいといふことを私は希望条件として賛成いたします。

○玉柳實君 私はこの法案が従来漁業振興上の最も大きな痛となつておりました金融難を打開して、円滑なる金融を通じて以て漁業者、特に中小漁業者の振興を図るやうにしてあるのであります。で、誠に結構な法案と存じまして賛成の意を表するわけでありましたが、ただこの制度をして更に有効に運用できるようにいたしますために、次のような附帯決議を附しまして、本案に賛成をいたしたいと存じます。只今その決議案を朗読いたします。

政府は本法実施に當つては次の措置を講ずべきである。

一 地方公共団体が協会の会員として出資するに當つてはその資金に充當するための起債を認めること。

二 本法による融資に對しては政府はその利子補給の方途を講ずること。

以上の点につきましては、その意義明瞭でございますので、説明を省略いたします。が、以上のような決議を附することによりまして、本案に對して賛成をいたします。

○千田正君 只今同僚玉柳委員から附帯決議の提案がありました。が、この提案を附帯としてしまして、この法案が一日も早く実施に移るやうに、而もやもすれば漁業金融といふものは幾何的な一番悲惨な立場にあるところの漁業金融の面において、この法案が通過したことによつて一応の突破口ができ、さうして漁業そのものが一歩前進できるという一つの希望と期待とを持つて、この案の即時実行をすることを望んで賛成をいたします。

○委員(秋山俊一郎君) ほかに御発言もないようでございますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(秋山俊一郎君) 御異議はないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。小漁業融資保証法案について採決をいたします。本法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(秋山俊一郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に玉柳委員が本案に對して附帯決議を提出されております。が、この附帯決議を附することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(秋山俊一郎君) 全会一致でございまして、よつて本案は附帯決議を附することに決定いたしました。

なお、本會議における委員間の口頭報告の内容は本院規則第四百四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。

が、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山俊一）御異議ないものと認めます。それから例の多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

玉柳 庚 千田 正
木下 辰雄 松浦 清一

○委員長（秋山俊一）ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（秋山俊一）速記をつけ

て。それでは本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後三時四十三分散会

昭和二十八年一月二十四日印刷

昭和二十八年一月二十六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局